

お客様 各位

2020年 5月
旭化成建材株式会社

ファブラックス DS を用いた柱梁接合部の溶接を行うにあたって

鉄骨製作工場による鉄骨の溶接において、鉄骨製作工場の国土交通大臣認定^{※1}に基づき確認申請時の図書から①構造詳細図（縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法）及び②鉄骨造の建築物又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造その他の構造とを併用する建築物の構造詳細図（構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造方法）を省略した場合、鉄骨製作工場による鉄骨の溶接は、認定のグレード別に適用範囲^{※2}に従う必要があります。

平成30年4月6日以降の認定に基づく適用範囲では、ファブラックス DS を用いた柱梁接合部の溶接には M グレード以上の認定が必要と考えられますが、グレードに関わらず施工することが予想される場合は、確認申請時の図書に、上記①②を必ず添えるようお願い申し上げます。

※1 鉄骨の溶接部の性能が、建築基準法第68条の25第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行規則第1条の3第1項第一号イ及び同号ロ(1)の規定に適合するものであることを認める認定。

※2 「鉄骨製作工場において溶接された鉄骨の溶接部性能評価業務方法書」における[別表第1]に定められるグレード別の適用範囲

（参考）株式会社 全国鉄骨評価機構 ホームページ

<http://www.zentetsuhyo.co.jp/>

<http://www.zentetsuhyo.co.jp/appraise/nintei.html>

<http://www.zentetsuhyo.co.jp/grade/index.html>

以上